

十六銀行スマホ口座開設からの口座開設に関する特約

1 .特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「十六銀行スマホ口座開設」（以下、「本サービス」といいます。）から開設した株式会社十六銀行（以下、「当行」といいます。）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約の定めがない事項に関しては「普通預金規定」が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「普通預金規定」に従います。

2 .口座の利用開始・解約

- (1) 本サービスからの申込みにより開設された口座は、当行が口座開設後に送付するキャッシュカードをお客さまが受領し、当行所定の本人確認手続が完了したときから利用できます。
- (2) キャッシュカードがお客さまに到達しなかった場合、所定の期間内に届出の電話番号や電子メールアドレスにて連絡が取れなかった場合および口座開設後3ヶ月を経過しても入金がなかった場合には、当行はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3 .印章の届出

- (1) 本サービスからの申込みにより開設された口座の印章は、口座開設後、別途当行所定の方法により届け出るものとします。
- (2) 当行は、前項の印章の届出を受付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。
- (3) 印章の届出が完了するまでは、印章の押印を必要とする当行所定の取引はできません。
- (4) 印章の届出がないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

4 .特約の変更

- (1) この特約の各条項は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当な事由があると認められる場合には、当行ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上

(2026年3月1日現在)